

障がいのある学生に対する修学支援（合理的配慮）の流れ

1. 相談

障がいのある学生、保護者の方、障がいのある学生に関係する教職員からの相談を、ヒューマンリソースコーディネーション機構にて受け付けます。

相談では個々の状況やニーズなどをお聴きするとともに、学生本人の意思を尊重します。

2. 修学支援（合理的配慮）の申請

修学上の合理的配慮を希望する学生は、以下の書類を事務局学生課に提出します。

- ・障がい学生修学支援（合理的配慮）申請書
- ・根拠資料（障害者手帳、診断書、専門家による意見書、大学入学前の支援状況に関する資料等）（コピー可）

＊根拠資料は、個々の学生の障がいの状況を適切に把握するために原則として提出をお願いするものです。

＊提出された書類および情報は、合理的配慮の検討および実施の目的に限って使用し、関係教職員のうち支援に必要な範囲でのみ共有されます。

3. 修学支援（合理的配慮）の内容についての協議、決定

ヒューマンリソースコーディネーション機構は、提出書類及び相談内容をもとに、合理的配慮の案を作成します。その後、関係教職員（相談教員（担任教員）、指導教員、事務局学生課、保健管理センター等）と協議し、学生本人へ配慮内容の確認を行います。最終的に、教育担当副学長の承認をもって合理的配慮の内容を決定します。

合理的配慮の内容を決定するにあたっては、教育の目的・内容・評価の本質を変えず、過重な負担にならない範囲で、教育の提供の方法を変更することに留意します。

4. 合理的配慮の提供

合理的配慮の内容について記載した合理的配慮依頼文書を、事務局学生課から授業担当教員へ送付します。

5. 合理的配慮の見直し

半期ごとに必要な面談を行い、合理的配慮の内容について見直しを行います。

6. その他

診断書等がない場合でも、相談のうえ必要に応じて合理的配慮を検討します。

合理的配慮以外の対応（心理カウンセリングなど）が必要な場合は、関係教職員と連携し、学生本人とともに適切な支援内容について検討します。